

D. 考察

今回の分析では、固定資産税を含めた直接税の負担の格差は所得格差以上に大きく、このことが可処分所得ベースでの所得格差縮小に貢献していることが分かった。しかしながら、その程度を時系列で見ると縮小する傾向にあり、高所得層と低所得層の間での負担の格差が小さくなっていることも明らかになった。所得や資産といった分布にある程度の格差を有するものに対して課税を行うと、それを反映した形で税負担がなされることになる。その結果として、税による所得再分配機能がある程度機能しているといえよう。

しかしながら、その機能が小さくなっている背景について、社会経済的な変化から見ると次のことが考えられる。まず、高齢化の進行により、所得はないものの、住宅等の資産を有する世帯が増加している。そのため、低所得層における、税負担（資産課税による）が安定的または増加傾向になる。このことが税負担における高所得層との格差を縮小させる。次に、核家族化といった世帯構造の変化は、世帯の多様性を小さくさせるため、世帯の経済状態でもある所得や資産の分布の格差の幅を縮小させる。その結果として、税負担の格差が縮小している。さらに、近年のデフレ傾向が高所得層をはじめとする保有資産の価値の減少をもたらし、これが低所得層等との税負担格差縮小につながっている。こうした社会経済的な変化が、直接税の所得再分配機能低

下の背景として考えられる。

今後の社会経済的な変化を考えると、現在の税制を前提としても、現在の所得再分配機能が縮小し続けるか否かについて議論の余地があるものと思われる。というのも、今後の社会経済的な変化を考えると次の2つが考えられる。①所得や資産の格差が一層拡大し、課税の面ではそれを反映した形で税が負担されるので、所得再分配機能が維持される。②高齢者世帯の増加により、所得はなくても宅地等の資産を有する世帯が増加する。その結果、所得は低い税負担は相当な水準になる世帯が増加し、その結果として所得再分配機能がさらに弱くなる。これらの仮説のうちどちらが説得力を有するかについては、所得データを用いた分析について、税制の変化を考慮しつつ、世帯構造等の社会経済的な変数からの分析も重要である。これにより、所得再分配調査の公表結果では、税による所得再分配機能が弱くなってることについて、その背景を明らかにすることができる。そして、今後の直接税の在り方について議論するための基礎的な知見を提供し続けることができるものと思われる。

E. 結論

このように、所得格差が拡大する中、固定資産税を含めた直接税の負担の格差は所得格差以上に大きく、このことが可処分所得ベースでの所得格差縮小に貢献していることが分

かった。しかしその程度は1990年代を通じて低下している。その背景としては、人口高齢化などの社会経済的なものを挙げる事ができるものと思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

所得格差と直接税の負担に関する分析¹

小島克久

日本社会事業大学 社会事業研究所 派遣研究員

1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし橋木（1998）等が指摘するように我が国の所得格差は拡大傾向にある。実際に、我が国の所得格差の指標であるジニ係数を厚生労働省「所得再分配調査」の結果で見ると、1987 年には 0.3382 であったものが、2002 年には 0.3812 へと上昇している（再分配所得（社会保障給付や課税後の所得）の場合）。その一方で、税や社会保障による所得再分配効果は大きくなる傾向にあり、1987 年に 16.5%であった改善度（税や社会保障による所得再分配後（再分配所得）のジニ係数が、それらが行われる前（当初所得）のジニ係数に対してどの程度低下したかを示す数値）が、2002 年には 23.5%へと上昇している。このように、我が国は所得格差が拡大する中、所得再分配も機能している社会であると言える。しかしながら、税による改善度は縮小傾向にあり、1987 年で 4.2%であった税によるジニ係数の改善度が 2002 年には 0.8%にまで縮小しており、税が所得格差縮小に果たす役割は小さくなっているように見える。

ところが、この税による改善度は就労や資産運用による所得である当初所得に対して、直接税（所得税、住民税、固定資産税、自動車税）をかけた場合に变化する所得のジニ係数の変化を見たものである。そのため、公的年金等を含む社会保障給付までを含めた総所得に対する改善度ではなかったり、可処分所得において所得格差是正にどの程度貢献したかを表したりするものではない。

また、我が国で個人が納める直接税の代表である所得税の場合、税率区分が簡素化された税率構造となっており、その点で見れば、所得再分配機能は縮小しているように思われる。しかしながら、同じ税率でも所得の高い者が応分の負担をする仕組みとなっており、その点では所得再分配機能を有しているといえる。そうした意味から、所得税の負担も所

¹ 本論文は、平成 16～17 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果を引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

得にあわせた応分のものになっていること、最終的な再分配後の所得である可処分所得ベースでは、所得格差の緩和に相当な役割を果たしているのではないかと考えられる。

そのような問題意識の下、現在の直接税の負担を所得格差の視点から見た場合にどのような位置にあるのかということについて分析する。具体的には、所得階層別に見た直接税の負担の状況と所得格差指標における直接税の貢献度について分析する。

2. 使用データと所得の定義等について

(1) 使用データ

厚生労働省「所得再分配調査」²の1993年、1996年、1999年、2002年調査の個票を用いて、後述する指標等を算出した。この時点を選んだのは、①バブル崩壊以降の時期に相当すること、②その一方で所得格差の拡大傾向が顕著になっていることにある。同調査においては、前年の所得を調査するので、1992年、1995年、1998年、2001年の所得に基づく税負担等を分析することになる。

(2) 直接税及び所得、所得格差指標の定義

本論文では、直接税の負担や所得格差に関する指標の集計方法であるが、OECD "Income Distribution Project"³等で定められた仕様に基いて直接税や所得を定義したり、必要な指標を求めたりした。

まず、分析対象を世帯員としたので、一人当たりで見た直接税の負担や所得を算出することとした。ただし、こうした一人あたり直接税や所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度を用いた⁴。等価弾性値として0.5を用い、以下の数式から算出した。

² 「所得再分配調査」とは、社会保障制度並びに租税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として厚生労働省が実施している調査である。調査では社会保障給付の受け取りや、税及び社会保険料を負担する前の当初所得と、これらの受け取りや負担をした後の再分配所得が調査されている。調査は昭和37年から昭和47年までは5年おき、昭和47年以降は3年おきに実施されている。最近の調査結果は平成14年調査のものがあり、「国民生活基礎調査」の対象世帯の内、約1万世帯を対象に実施された。医療の現物給付の給付額など社会保障給付を広く捕捉するところに特徴がある。

³ OECDで行われている研究プロジェクトであり、加盟国の所得（水準、格差等）に関する分析を行うことを目的としている。古くはSawyer(1976)によるOECD加盟国の1970年頃の世帯所得の格差等に関する分析があった。近年の分析では、所得の定義などはLuxembourg Income Studyで用いられている方法と基本的には同じである。なお、このプロジェクトは過去に行われた実績があり、詳細はOECD(1996)、経済企画庁経済研究所(1998年)を参照。最新の結果は、OECD(2004) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"及び金子・小島・山田(2005)を参照のこと。

⁴ 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考えを背景に採られている方法である。本論文では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法を採ったが（詳細はAtkinson(1995)を参照）、世帯構成員の年齢別の生計費などを元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野(1987)、高山・有田(1996)を参照のこと）。

$$W = D/S^{0.5}$$

(W：一人当たり直接税及び所得、D：世帯単位の直接税及び所得、
S：世帯員数、0.5：等価弾性値)

直接税は所得及び資産に対する税とし、具体的には所得税、住民税、固定資産税、自動車税とした。直接税の負担の状況を分析するため、直接税の総所得に対する割合を実効負担率として定義した。その定義式は以下の通りである。

$$\text{実効負担率 (\%)} = \text{直接税} \div \text{総所得}$$

(直接税と総所得は等価尺度によるもの)

総所得の定義であるが、①稼働所得（雇用者所得、農耕畜産所得、事業所得、家内労働所得の合計）、②財産所得（利子・配当金、家賃・地代の合計）、③私的移転（個人年金、退職金、生命保険からの給付金等）、④社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付の合計）の合計とした。

実効負担率の分析に当たっては、所得階層別に行った。所得階層とは、等価尺度で見た総所得を基準にした所得十分位を元に、第1十分位から第3十分位を低所得層、第4十分位から第7十分位を中所得層、第8十分位から第10十分位を高所得層として定義した。また、15歳以上の年齢階級別の分析も行ったが、サンプル数の確保のため、年齢階級は15～34歳、35～64歳、65歳以上に区分した。

直接税が所得格差にどのように貢献しているかを分析するために、所得格差の指標として、SCV (Squared Coefficient of Variation、平方変動係数) を用いた。SCV の計算式は以下の通りである。

$$SCV = \frac{\text{var}(W_k)}{\mu^2} = \frac{\frac{1}{n} \sum_{k=1}^n (W_k - \mu)^2}{\mu^2}$$

注： W_k は個人 k の一人あたり所得 (k は昇順で並べた順位)、 n は世帯員数、 μ は一人あたり所得の算術平均。

この SCV は所得格差の要因分析として、所得等の種類別の分析が可能であり、「直接税が所得格差に与えた影響はどの程度なのか」という命題を直接検証することが可能である⁵。

⁵ SCV の要因分解については Shorrocks (1982) を参照のこと。

そこで、可処分所得の SCV を算出したときに、所得等の種類別の要因分解が可能になり、直接税の貢献度も算出できる。そこで、可処分所得の SCV を 100%としたときに、直接税等の貢献度はどの程度になるのかということについて、分析を行った。なお、可処分所得の定義は、総所得から⑤直接税と⑥社会保険料を控除したものである。こうした分析を行う意味として、税や社会保障による所得再分配のプロセスの中で、直接税が所得格差を引き下げることに貢献するの否かについて分析することができるということである。

3. 所得格差と税負担の状況

(1) 所得階層別の税負担の状況

所得階層別に直接税の負担を 2002 年の数値で見ると、低所得層で 6.6 万円、中所得層で 18.9 万円、高所得層で 70.6 万円となっており、低所得層と高所得層の格差は 10.72 倍となっている。一方、総所得は低所得層から順に 153.7 万円、332.2 万円、697.8 万円となっており、低所得層と高所得層の格差は 4.54 倍となっている。これより、所得の格差よりも税負担の格差の方が大きく、高所得層は応分の負担をしていることが分かる。前者を後者で除した実効負担率を見ると、低所得層で 4.3%、中所得層で 5.7%、高所得層で 10.1% となっており、低所得層と高所得層の実効負担率には、5.8%ポイント、2.36 倍の格差が存在する。

時系列で見ると、税負担の水準は低所得層では、1993 年の 7.0 万円から、1996 年の 9.6 万円、1999 年の 7.0 万円、そして 2002 年の 6.6 万円へと推移しており、中所得層でも 1993 年の 22.7 万円から、1996 年の 24.1 万円、1999 年の 20.3 万円を経て、2002 年の 18.9 万円へと推移している。高所得層では 1993 年の 88.2 万円から、1996 年の 85.1 万円、1999 年の 76.1 万円を経て、2002 年には 70.6 万円の税負担となっている。低所得層と、中所得層では税負担額が安定的である一方で、高所得層では税負担額自体が減少する傾向にある。その結果、税負担の格差は 1993 年の 12.53 倍から、1996 年の 8.86 倍、1999 年の 10.94 倍を経て、2002 年には 10.72 倍となっており、税負担の格差は縮小する傾向にある。

総所得の水準を見ると、低所得層では 1993 年の 165.9 万円から、1996 年の 173.9 万円をピークにして、1999 年の 163.7 万円、2002 年の 153.7 万円へと減少傾向にある。中所得層でも同様に傾向が見られ、1993 年の 336.7 万円から 1996 年に 349.9 万円となった後、1999 年には 347.2 万円、2002 年には 332.2 万円となっている。高所得層ではこれらの所得階層と異なる動きを示しており、1993 年の 686.4 万円から、1996 年の 704.8 万円、1999 年の 733.1 万円をピークを形成した後 2002 年に 697.8 万円へと低下している。その結果、高所得層と低所得層の所得の比を見ると、1993 年で 4.14 倍であったものが、1996 年に 4.05 倍となった後に、1999 年には 4.48 倍、2002 年には 4.54 倍へととなっており、税負担額の格差に比べて水準自体は低いものの、格差は拡大傾向にあることが分かる。

これらを元に算出される実効負担率を時系列で見ると、低所得層では、1993 年から順に 2002 年までで 4.2%、5.5%、4.3%、4.3%で推移している。また、中所得層では、1993

年から順に6.7%、6.9%、5.8%、5.7%で推移している。高所得層では、1993年から順に12.8%、12.1%、10.4%、10.1%で推移している。これより、低所得層では安定的に推移しており、中所得層では1993年から1996年までは安定的に推移した後、低下している。高所得層では1993年から低下傾向にあり、特に1999年から2002年にかけてはその傾向が顕著となっている。その結果として、実効負担率の格差は1993年の3.03倍から、1996年の2.19倍、1999年の2.44倍を経て、2002年には2.36倍へとになっており、1993年からのおよそ10年間の変化で見ると、実効負担率の格差は低下傾向にあることがわかる。このことは、直接税は高所得層が応分の負担を行うという累進的なものとなっているが、その程度が緩和されていることを意味している。

また、実効負担率が1999年から2002年にかけて全ての所得階層で低下している。これは税負担の減少幅が低所得層から順に0.4万円、1.3万円、5.6万円である一方で、総所得の減少幅が低所得層から順に10.0万円、15.0万円、35.3万円と大きくなっていることが要因となっている。その背景には、デフレ不況により、低所得層、中所得層の所得はもとより、高所得層の中にも所得が減少した者が相当な水準で存在し、その結果、低い税率で税負担が減少したことが影響しているのではないかと思われる(表1)。

表1 所得階層別に見た直接税の負担状況等

	低所得層	中所得層	高所得層	格差 (高所得層/ 低所得層)
直接税(等価尺度、万円)				
1993年	7.0	22.7	88.2	12.53
1996年	9.6	24.1	85.1	8.86
1999年	7.0	20.3	76.1	10.94
2002年	6.6	18.9	70.6	10.72
総所得(等価尺度、万円)				
1993年	165.9	336.7	686.4	4.14
1996年	173.9	349.9	704.8	4.05
1999年	163.7	347.2	733.1	4.48
2002年	153.7	332.2	697.8	4.54
実効負担率				
1993年	4.2%	6.7%	12.8%	3.03
1996年	5.5%	6.9%	12.1%	2.19
1999年	4.3%	5.8%	10.4%	2.44
2002年	4.3%	5.7%	10.1%	2.36

資料:平成16~17年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果より作成。

注:所得階層は、等価尺度で見た総所得を基準にした所得十分位を元に、第1十分位から第3十分位を低所得層、第4十分位から第7十分位を中所得層、第8十分位から第10十分位を高所得層とした。

(2) 年齢階層別に見た税負担の状況

年齢階級別に直接税の負担状況を見ると次のようになる。年齢階級別に見ても、高所得層は応分の税負担を行っている。2002年の数値で見ると、15～34歳では低所得層から順に6.5万円、19.2万円、63.1万円であり、35～64歳では7.4万円、20.3万円、73.0万円、そして65歳以上でも5.7万円、14.9万円、75.3万円となっており、高所得層と低所得層との格差を見ると、それぞれ、9.69倍、9.90倍、13.13倍となっており、対応する総所得の格差(4.32倍、4.60倍、4.91倍)の2倍以上の水準となっている。他の年次で見ても、15～34歳では、1993年が11.41倍、1996年が8.04倍、1999年が10.60倍となっている。35～64歳は1993年が11.75倍、1996年が7.83倍、1999年が9.86倍となっている。65歳以上になるとこの数値が大きくなり、1993年が18.39倍、1996年が13.02倍、1999年が14.43倍となっており、他の年齢に比べ高い倍率となっている。その背景として、所得や資産の格差が高齢者で大きいことが考えられる。つまり、低所得層の高齢者の中には資産のない世帯に住む者がいることも考えられ、その一方で高所得層には所得、資産ともに多い世帯に住む者がいることが考えられる。そのため、所得・資産ともに多い者は、所得税や固定資産税の負担が多く、その一方で所得・資産がない者はこれらの税負担が少なくなってくる。その結果として、直接税の負担の格差が他の年齢階級よりも大きくなっていくものと思われる(表2)。

表2 所得階層・年齢階級別に見た直接税負担等の状況

						(単位:万円)			
		低所得層	中所得層	高所得層	格差 (高所得層/ 低所得層)	低所得層	中所得層	高所得層	格差 (高所得層/ 低所得層)
直接税		1993年				1999年			
	15～34歳	7.3	23.0	83.1	11.41	6.7	19.9	70.6	10.60
	35～64歳	7.8	23.5	91.6	11.75	8.0	21.7	78.6	9.86
	65歳以上	5.2	19.0	96.4	18.39	5.5	16.8	79.7	14.43
		1996年				2002年			
	15～34歳	9.8	25.1	78.7	8.04	6.5	19.2	63.1	9.69
	35～64歳	11.0	24.8	86.5	7.83	7.4	20.3	73.0	9.90
	65歳以上	7.4	20.8	96.3	13.02	5.7	14.9	75.3	13.13
	総所得		1993年				1999年		
15～34歳		170.0	339.0	670.1	3.94	166.1	346.6	707.5	4.26
35～64歳		168.1	340.1	699.7	4.16	163.7	354.0	745.4	4.55
65歳以上		149.1	332.4	723.4	4.85	154.1	338.0	754.9	4.90
		1996年				2002年			
15～34歳		179.4	351.8	685.9	3.82	155.3	334.8	670.6	4.32
35～64歳		174.1	354.6	716.5	4.12	154.7	337.6	711.7	4.60
65歳以上		160.4	342.6	743.3	4.63	147.7	321.5	725.4	4.91

資料:平成16～17年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果より作成。
注:所得階層は、等価尺度で見た総所得を基準にした所得十分位を元に、第1十分位から第3十分位を低所得層、第4十分位から第7十分位を中所得層、第8十分位から第10十分位を高所得層とした。

年齢階層別に実効負担率を見ると次のような傾向が見られる。2002年の数値を見ると、15～34歳では低所得層から順に4.2%、5.7%、9.4%、35～64歳では4.8%、6.0%、10.3%、65歳以上では3.9%、4.6%、10.4%となっている。高所得層ほど実効負担率が高いことは

年齢にかかわらず共通して見られ、高所得層と低所得層の実効負担率の格差はそれぞれ、2.24 倍、2.15 倍、2.67 倍となっており、負担の格差は高齢者で大きくなっていることが分かる。

時系列での動きを見ると次の通りである。年齢階級に関係なく、高所得層での実効負担率が低下する傾向にある。15～34 歳では 1993 年の 12.4%から 2002 年の 9.4%へと 3.0%ポイントの低下、35～64 歳では 1993 年の 13.1%から 2002 年の 10.3%へと 2.8%ポイントの低下、65 歳以上では 1993 年の 13.3%から 2002 年の 10.4%へと 3.0%ポイントの低下となっている。その結果、高所得層と低所得層の負担の格差が縮小する傾向になり 15～34 歳で 1993 年の 2.89 倍から 2002 年の 2.24 倍へ、35～64 歳では 1993 年の 2.82 倍から 2002 年の 2.15 倍へ、65 歳以上では 1993 年の 3.79 倍から 2002 年の 2.67 倍へと実効負担率の格差は縮小している（表 3）。

表3 所得階層・年齢階級別実効負担率の推移

		1993年	1996年	1999年	2002年	1993年 →2002年
15～34歳	低所得層	4.3%	5.5%	4.0%	4.2%	-0.1%
	中所得層	6.8%	7.1%	5.7%	5.7%	-1.1%
	高所得層	12.4%	11.5%	10.0%	9.4%	-3.0%
	格差 (高所得層／低所得層)	2.89	2.10	2.49	2.24	-0.65
35～64歳	低所得層	4.6%	6.3%	4.9%	4.8%	0.1%
	中所得層	6.9%	7.0%	6.1%	6.0%	-0.9%
	高所得層	13.1%	12.1%	10.5%	10.3%	-2.8%
	格差 (高所得層／低所得層)	2.82	1.90	2.17	2.15	-0.67
65歳以上	低所得層	3.5%	4.6%	3.6%	3.9%	0.4%
	中所得層	5.7%	6.1%	5.0%	4.6%	-1.1%
	高所得層	13.3%	13.0%	10.6%	10.4%	-3.0%
	格差 (高所得層／低所得層)	3.79	2.81	2.95	2.67	-1.12

資料：平成16～17年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果より作成。

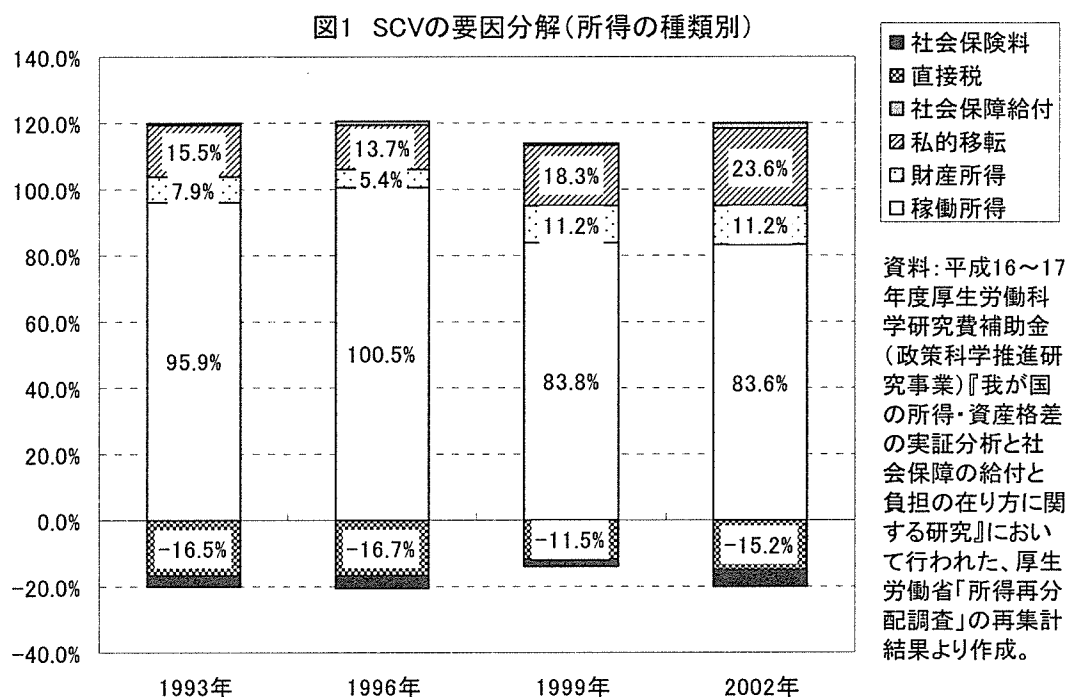
注：所得階層は、等価尺度で見た総所得を基準にした所得十分位を元に、第1十分位から第3十分位を低所得層、第4十分位から第7十分位を中所得層、第8十分位から第10十分位を高所得層とした。

（3）所得格差に対する貢献度

既に述べたように所得格差の指標である SCV を求め、これを所得の種類別に要因分解することで、それぞれの種類の所得等が所得格差にどの程度貢献しているかを分析することができる。これを直接税についても行うことで、直接税が所得格差に対してどの程度貢献しているかを見ることができる。まず、2002 年についてみると次のようになる。可処分所得ベースでの SCV の水準を 100%としたときに、最も貢献度が高いのは稼働所得であり

83.6%となっている。以下、私的移転の23.6%、財産所得の11.2%が続いている。これに対して直接税は-15.2%の貢献度となっており、可処分所得で見た場合、直接税は所得格差を縮小させる方向で機能していることが分かる。

他の年次についてみると、稼働所得が最も大きな貢献度を占める（1993年：95.9%、1996年：100.5%、1999年：83.8%）一方で、直接税は全ての調査年でマイナスの貢献度となっており、1993年が-16.5%、1996年が-16.7%、1999年が-11.5%となっている。時系列での変化を見ると、変動があるものの、貢献度の数値が若干小さくなる傾向にある。とはいうものの直接税は可処分所得ベースでは所得格差を縮小させる役割を果たしていることが分かる（図1）。



年齢階級別に SCV に対する直接税の貢献度を見ると次のような傾向が見られる。高齢者における貢献度が高く、1993年で-22.6%、1996年で-20.5%、1999年で-14.2%、2002年で-15.6%となっているなど、35~64歳に比べて1.2から46.2ポイント数値が高くなっている。その背景として、高齢者は所得や資産の格差が大きく、特に高所得者ほど高資産者であることが考えられる。そのため、所得や資産に課税を行った場合、納めるべき直接税の格差が所得以上に出てくるため、所得再分配後の可処分所得ベースでは所得格差を引き下げる程度が高いものと思われる。時系列での変化を見ても高齢者では-7.0%ポイントの減少となっており、高齢者に対して直接税が所得格差縮小に対する貢献する度合いが低下している程度が著しいことが分かる。この背景を考えると、高齢者の中で低所得層が多くなっていること、また、高齢者の世帯構造が三世帯同居中心から単独世帯、夫婦のみ世帯中心に変わっており、所得や資産の保有状況の格差の幅が狭くなっていることが考えら

れる。さらに、低所得層の中にも宅地を保有するために固定資産税を負担する者も存在するものと考えられる。その結果、所得や資産に対する課税を行っても可処分所得に対する所得格差は正効果が小さくなっているものと思われる（表4）。

表4 年齢階級別に見た直接税のSCVへの貢献度の推移

	1993年	1996年	1999年	2002年	1993年 →2002年
SCVへの貢献度					
15～34歳	-15.8%	-16.8%	-12.8%	-13.4%	-2.4%
35～64歳	-15.4%	-15.6%	-10.5%	-15.4%	0.0%
65歳以上	-22.6%	-20.5%	-14.2%	-15.6%	-7.0%
指数(35～64歳=100)					
15～34歳	102.3	107.8	122.1	87.0	15.3
35～64歳	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
65歳以上	146.2	132.0	135.9	101.2	45.1

資料：平成16～17年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果より作成。

4. まとめ

上記より以下のことが明らかになった

- ① 直接税の負担を所得階層別に見ると、その格差は所得以上に大きくなっている。また、所得階層間の格差を時系列で見ると、所得については拡大傾向にある一方で、直接税については縮小傾向にある。
- ② 直接税の実効負担率を時系列で見ると、低所得層では安定的に推移しており、中所得層では1993年から1996年までは安定的に推移した後、低下している。高所得層では1993年から低下傾向にあり、特に1999年から2002年にかけてはその傾向が顕著となっている。その結果として、実効負担率の所得階層間の格差が縮小傾向にあり、直接税については高所得層が応分の負担を行うという累進的なものとなっている一方で、その程度が緩和されている。
- ③ 年齢階級別に直接税の負担状況を見ても、高所得層はどの年齢階級でも応分の税負担を行っているが、高齢層でその傾向が顕著である。また、年齢階級別に実効負担率を見ると、高所得層ほど実効負担率が高く、高齢者も高所得者は応分の負担をしていることが分かる。また、時系列では、年齢階級に関係なく、高所得層での実効負担率が低下する傾向にある。
- ④ 可処分所得ベースの所得格差について、所得の種類別の貢献度を見ると、稼働所得の貢献度が最も大きい。その中で直接税の貢献度を見ると、全ての調査年でマイナスの貢献度となっており、可処分所得ベースでは直接税は所得格差を縮小させる役割を果たしている。

- ⑤ 上記の分析を年齢階級別に行うと、高齢者における貢献度が高くなっているが、時系列で見ると、高齢者において直接税が所得格差縮小に対する貢献する度合いが低下している程度が著しい。

今回の分析では、固定資産税を含めた直接税の負担の格差は所得格差以上に大きく、このことが可処分所得ベースでの所得格差縮小に貢献していることが分かった。しかしながら、その程度を時系列で見ると縮小する傾向にあり、高所得層と低所得層の間での負担の格差が小さくなっていることも明らかになった。所得や資産といった分布にある程度の格差を有するものに対して課税を行うと、それを反映した形で税負担がなされることになる。その結果として、税による所得再分配機能がある程度機能しているといえよう。

しかしながら、その機能が小さくなっている背景について、社会経済的変化から見ると次のことが考えられる。まず、高齢化の進行により、所得はないものの、住宅等の資産を有する世帯が増加している。そのため、低所得層における、税負担（資産課税による）が安定的または増加傾向になる。このことが税負担における高所得層との格差を縮小させる。次に、核家族化といった世帯構造の変化は、世帯の多様性を小さくさせるため、世帯の経済状態でもある所得や資産の分布の格差の幅を縮小させる。その結果として、税負担の格差が縮小している。さらに、近年のデフレ傾向が高所得層をはじめとする保有資産の価値の減少をもたらし、これが低所得層等との税負担格差縮小につながっている。こうした社会経済的変化が、直接税の所得再分配機能低下の背景として考えられる。

今後の社会経済的な変化を考えると、現在の税制を前提としても、現在の所得再分配機能が縮小し続けるか否かについて議論の余地があるものと思われる。というのも、今後の社会経済的な変化を考えると次の2つが考えられる。□所得や資産の格差が一層拡大し、課税の面ではそれを反映した形で税が負担されるので、所得再分配機能が維持される。□高齢者世帯の増加により、所得はなくても宅地等の資産を有する世帯が増加する。その結果、所得は低いが税負担は相当な水準になる世帯が増加し、その結果として所得再分配機能がさらに弱くなる。これらの仮説のうちどちらが説得力を有するかについては、所得データを用いた分析について、税制の変化を考慮しつつ、世帯構造等の社会経済的な変数からの分析も重要である。これにより、所得再分配調査の公表結果では、税による所得再分配機能が弱くなってることについて、その背景を明らかにすることができる。そして、今後の直接税の在り方について議論するための基礎的な知見を提供し続けることができるものと思われる。

参考文献

- 1) 橘木俊詔 (1998 年), 『日本の経済格差』, 岩波書店.
- 2) 大竹文雄 (2005 年), 『日本の不平等』, 日本経済新聞社.
- 3) 経済企画庁経済研究所 (1998 年), 「日本の所得格差—国際比較の視点から—」(経済分析 政策研究視点シリーズ 11), 経済企画庁経済研究所.
- 4) OECD (1996) "Income Distribution in OECD Countries".
- 5) Sawyer (1976), "Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 6) OECD (2004), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s".
- 7) 金子能宏・小島克久・山田篤裕 (2005 年), 「所得格差の国際動向: 経済協力開発機構の国際比較データから」, 『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』(平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業)).
- 8) A.B. Atkinson (1995), "Incomes and the welfare state", Cambridge Univ. Press.
- 9) 高山憲之・有田富美子 (1996 年), 『貯蓄と資産形成』(一橋大学経済研究叢書), 岩波書店.
- 10) 河野稠果 (1987 年), 「人口高齢化における子供と老人の幸福」, 『人口問題研究』, 第 184 号, pp.1-18.
- 11) A.F. Shorrocks (1982), "Inequality decomposition by factor components", *Econometrica*, Vol.50, No. 1, p.195 and p.216.
- 12) 石川達哉 (2004 年), 「所得再分配効果から見た個人所得課税の推移—1984~2003 年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて—」, 『ニッセイ基礎研究所報』, 第 35 巻, 2004 年冬号.

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「税制と社会保障」

分担研究者研究報告書

市町村合併の効果分析—福祉予算等の市町村決算状況調を用いた予備的考察—

分担研究者 山本克也 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部 第4室長

研究要旨

市町村合併は、財政力の強い自治体が財政力の弱い自治体を救済するという点において、現時点ではうまくいっている。しかし、合併によっては救済できない、あるいは救済してくれる自治体がない場合をどうするかといった問題は残されている。合併した自治体は、短期的には“合併債”を発行でき、財政上も豊かになれる。いわゆる合併債バブルは、篠山市以外には確認できていない。それ以外の合併した自治体は、身の丈にあった財政運営をしているのではないだろうか。この点は、社会保障関連支出についても当てはまるように思われる。ただし、生活保護費に関しては予断を許さない。

A 研究目的

平成の大合併以後、地方自治体の構成が変わっているが、この動静を見極めることが本研究の目的である。

B 研究方法

「市町村決算状況調」を平成8年から平成16年までプールし、データの流れを追った。

C 研究結果

まず一般的な財政問題であるが、市町村合併によって短期的には財政的に救済される町村が出ている。

A：公債費（転貸債及び繰上償還分を除く）、
B：公債費に充てられた特定財源、C：普通交付税の算定において、災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費、D：標準財政規模とすると、公債費比率は、

$$\frac{A - (B + C)}{D - C}$$

$$D - C$$

であるが、起債制限比率はあるが合併によりDが大きくなるため公債費比率全体は小さくなり、公債の発行が容易になった。その一方で、社会福祉費や児童福祉費老人福祉費は伸びが止まっているが、生活保護費は伸びている。

D 考察

西東京市、さいたま市、静岡市といった比較的財政にゆとりのある自治体同士が合併するケースを除けば、いわば“大が小を食う”というのが合併の結果である。しかし、検討を加えていくと、合併の中核となる市あるいは町の財政は比較的健全であったということがわかった。

E 結論

市町村合併は、財政力の強い自治体が財政力の弱い自治体を救済する（吸収するといった方が正確かもしれない）という点において、現時点ではうまくいっている。しかし、反対

に合併出来なかった自治体の将来は危ういものである。夕張市の例を引き合いに出すまでもなく、合併によっては救済できない、あるいは救済してくれる自治体がない場合をどうするかといった問題は残されている。合併した自治体は、短期的には“合併債”を発行でき、財政上も豊かになれる。いわゆる合併債バブルは、篠山市以外には確認できていない。篠山市は要注意団体になる直前まで地方債を発行し続け、合併債を当て込んだ財政の肥大化が起こった可能性を示す。それ以外の合併した自治体は、身の丈にあった財政運営をしているのではないだろうか。この点は、社会保障関連支出についても当てはまるように思われる。ただし、生活保護費に関しては予断を許さない。他の支出、例えば老人福祉費はある程度安定的なのに生活保護費は伸び続けている。このあたりは推移を見守る必要がある。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録 なし
- 3. その他 なし

平成 17 年度は OECD 諸国との比較を通じて、わが国の経済成長と政府支出の関係を見た。いわく“大きな政府による社会保障支出の増大が経済成長を鈍化させる”的な論調が見られることに対してささやかな異論を唱えた。

いくつかのファクト・ファインディングと文献サーベイの結果、もっとも分担研究者の感覚と近いものが Ram (1986) である。Ram は、

- 政府の規模が成長に与える影響はほぼすべてのケースで正である。
- 限界的な政府規模の外部効果は一般的に正である。
- 1960 年代と比較して、1970 年代になると、政府規模が成長に与える外部効果は強まったが、相対的な要素生産性は低下した。
- 政府の規模が成長に与える正の効果は、低所得の国において強い可能性がある。

といている。特に 4 番目の結論は直感的にもわかりやすい。若い国ほど政府主導の経済になり、年老いた国ほど政府の役割がその他の要因に埋没してしまう。もちろん、先進国においては政府が経済成長を阻害しているかもしれないという問題意識は重要ではある。ただし、それは政府がまったく正しくない(国民の厚生を高めるような政策を実施していない)行動を行っている場合にのみ当てはまる。まずやるべきは、政府の資金の使い方を吟味すべきであり、国際比較の観点から経済成長と政府の規模の計測をやっても意味がないのではないか。特に社会保障政策は歴史・文化等に裏打ちされたその国の独自性が意味を持つものである。そこで、平成 18 年度は日本の研究を行うことにした。

市町村合併の効果分析 —福祉予算等の市町村決算状況調を用いた予備的考察—

山本克也

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部 第4室長

1 はじめに

昨年は OECD 諸国との比較を通じて、わが国の経済成長と政府支出の関係を見た。いわゆる“大きな政府による社会保障支出の増大が経済成長を鈍化させる”的な論調が見られることに対してささやかな異論を唱えた。いくつかのファクト・ファインディングと文献サーベイの結果、もっとも分担研究者の感覚と近いものが Ram (1986) である。Ram は、

- 政府の規模が成長に与える影響はほぼすべてのケースで正である。
- 限界的な政府規模の外部効果は一般的に正である。
- 1960年代と比較して、1970年代になると、政府規模が成長に与える外部効果は強まったが、相対的な要素生産性は低下した。
- 政府の規模が成長に与える正の効果は、低所得の国において強い可能性がある。

といている。特に4番目の結論は直感的にもわかりやすい。若い国ほど政府主導の経済になり、年老いた国ほど政府の役割がその他の要因に埋没してしまう。もちろん、先進国においては政府が経済成長を阻害しているかもしれないという問題意識は重要ではある。ただし、それは政府がまったく正しくない（国民の厚生を高めるような政策を実施していない）行動を行っている場合にのみ当てはまる。まずやるべきは、政府の資金の使い方を吟味すべきであり、国際比較の観点から経済成長と政府の規模の計測をやっても意味がないのではないか。特に社会保障政策は歴史・文化等に裏打ちされたその国の独自性が意味を持つものである。そこで、本年は日本の研究を行うことにした。

今年の研究では、市町村合併の効果、例えば社会保障関連制度に対する資金の配分がどのように変化したのかを見ていく。なお、研究に用いたデータは市町村決算状況調（財団法人 地方財務協会）の平成8～16年のデータである。もちろん合併の効果として考察されるべきものはたくさんある。例えば、1) 行政経費の効率化、2) 住民サービスの維持・向上、3) 利便性の向上、4) 産業活動の円滑化、5) 防災力の向上などがそれである。このうち、1) については今回用いた「市町村決算状況調」で（データの都合上、今年度

は無理でも、数年以内には) 把握可能である。しかし、2)～5)については個別に合併した市町村を見ていくしかないという問題がある。

2 データの概要

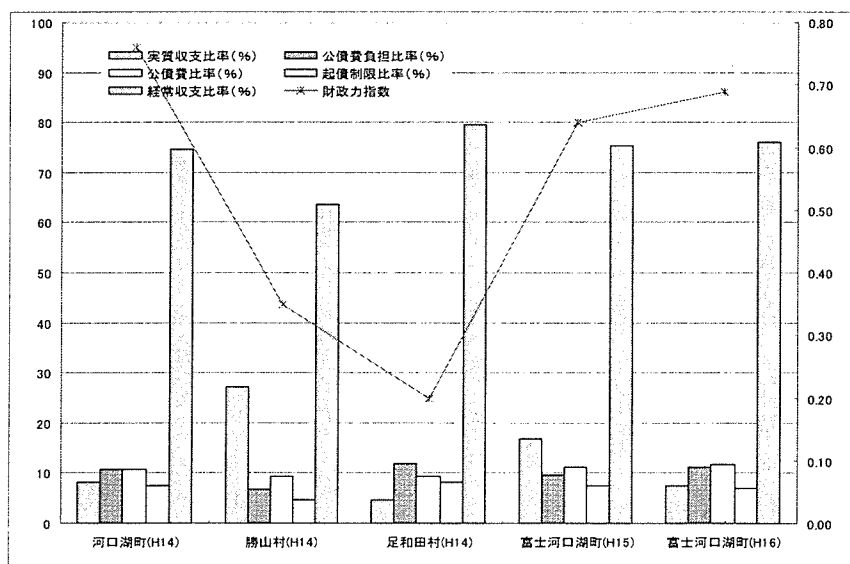
はじめに述べたように分析のメインは「市町村決算状況調」のデータである。これは市町村の歳入・歳出決算状況が個別団体ごとに載っている。都市別と町村別に分かれており、個別団体の歳入・歳出のデータが掲載されている(概況として人口、産業構造、面積、財政指標等も掲載されている。ただし、市別のデータの方がやや詳細で目的別歳出や地方債残高のデータがあるのに対して、町村別は大まかなデータしか掲載されていない。決定的な問題点は、この決算状況では普通会計のみが扱われ公営事業会計等は掲載されていないことである。なお、データは平成8年から16年までを保有している(平成17年版はまだ出ていない)。

データ上のもう一つの問題点は、合併した年である。平成の大合併が本格的にスタートした平成11年から平成16年度末までに合併等(文字通りの合併、市制への変更等)をした自治体は268ある(総務省調べ)。このうち、実に216件が平成16年度に合併を行っている。すなわち、事後的にデータを見ることができうる件数に限界があることである。そのような問題はあるが、以下でデータの分析を行っている。

2.1 財政力指数

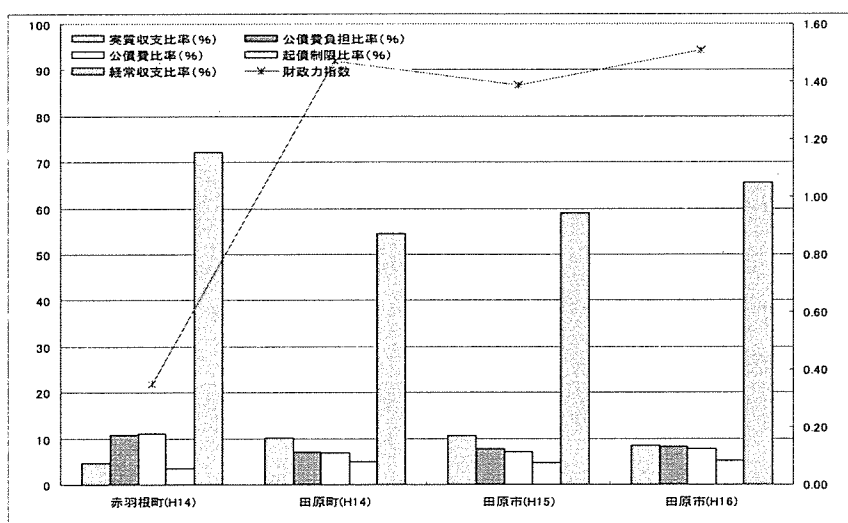
データを見ていくと合併の目的がある程度わかってくる。ひとつは小さな町村が集まって市、あるいは町を形成パターンである。例えば図表1に示した河口湖町、勝山村、足和田村が合併して富士河口湖町を形成したパターン(平成15年に合併)がその典型である。このパターンでは、一部の財政状況が悪い自治体(多くは村)の救済という側面がある。

図表1 合併のパターン1(富士河口湖町)

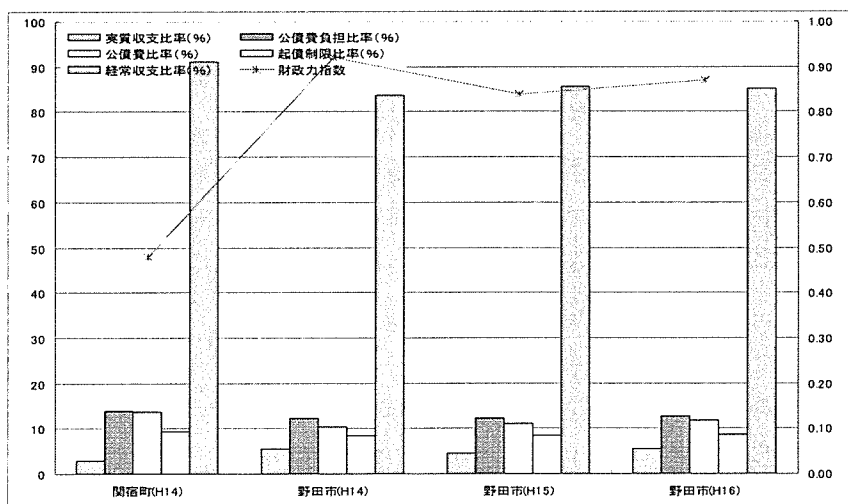


このパターンの合併は他に加美町（平成 15 年合併）、大崎上島町（平成 15 年合併）、あさぎり町（平成 15 年合併）がある。このパターンの系ではあるが、大きな町と小さな町村が合併して新たに市を形成するパターンがある。この合併パターンは小さな町村にとり財政基盤の安定につながり、大きな町にとっては人口規模の拡大により市制を取れるということがメリットとなる。田原町と赤羽根村（平成 15 年）の合併が代表例であるが、その他に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町が合併した南アルプス市（平成 15 年合併）になった事例、牛堀町と潮来町が合併して潮来市になった（平成 14 年）事例、篠山町、西紀町、丹南町、今田町が合併して篠山市（平成 11 年）になった事例がある。

図表 2 合併のパターン 2（田原市）



図表 3 合併のパターン 2（野田市）

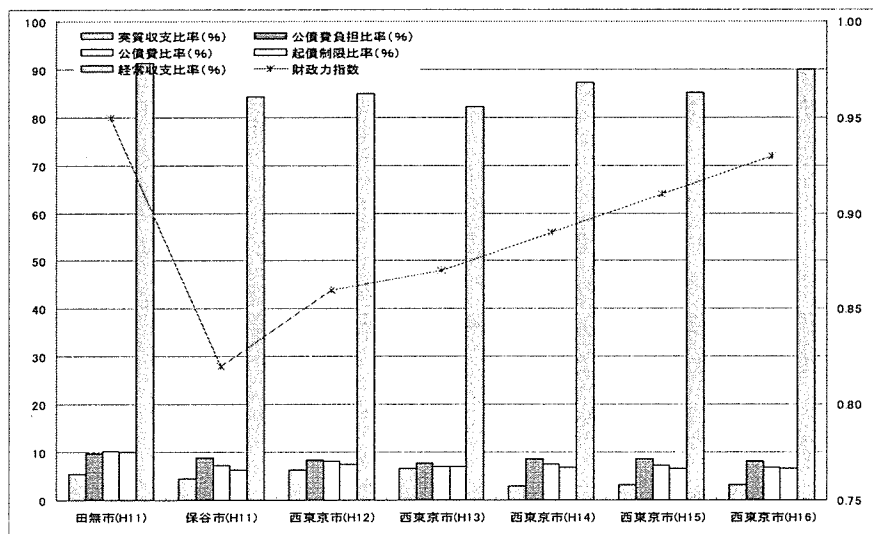


次のパターンは市が町村を吸収合併するケースである（正式には編入という）。典型的なのは野田市が関宿町を吸収した事例があげられる。その他に新発田市が豊浦町を吸収した

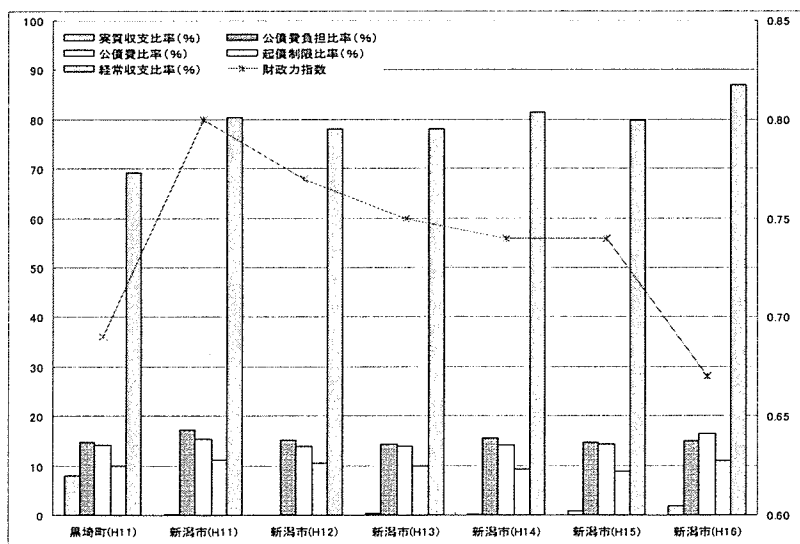
ケース（平成 15 年）、呉市が下蒲刈町を吸収したケース（平成 15 年）、宗像市が玄海町を吸収したケース（平成 15 年）、新居浜市が別子山村を吸収したケース（平成 15 年）、廿日市市が佐伯村と吉和村を吸収したケース（平成 14 年）、福山市が内海町と新市町を吸収したケース（平成 14 年）、つくば市が莙崎町を吸収したケース（平成 14 年）、大船渡市が三陸町を吸収したケース（平成 13 年）、黒崎町を新潟市（平成 12 年）が吸収したケースがある。

つぎのパターンは市と市のいわば対等合併である。田無市、保谷市が合併して西東京市（平成 12 年）になったのが代表例である。その他に浦和市、大宮市、与野市が合併してさいたま市（平成 13 年）、静岡市と清水市が合併して清水市（平成 14 年）になった例がある。

図表 4 合併のパターン 2（西東京市）



図表 5 合併によっても財政力指数が改善しないパターン



多くの場合、合併によって一時的に財政力指数が下がる場合がある。それは、他の財政力の弱い自治体を吸収していく過程で起こるようである。しかし、その後上昇に転じていく場合が多い。しかし、例外は新潟市で経年的に財政力指数は低下しつづけている。もちろん、最初に断ったように平成17年以降の合併は取り扱っていないので、この後改善がみられたのかもしれない。

2.2 交付税

周知のごとく、地方自治体には地方交付税が付与される。地方交付税とは地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの自治体においても一定の行政サービスを提供できるように国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付するものである。普通地方交付税と特別地方交付税に分けられる。

図表6 合併前と合併後の交付税の比較

		H11	H12	H13	H14	H15	H16							
あさぎり町(H15)	普通交付税					0.93	0.91	特別交付税					1.30	1.11
あさぎり町(H15)	普通交付税					0.76	0.77	特別交付税					1.91	1.35
さいたま市(H13)	普通交付税			0.57	0.62	0.79	0.23	特別交付税		0.86	0.83	0.77	0.83	
さぬき市(H14)	普通交付税				1.01	0.93	0.94	特別交付税				1.00	0.87	0.89
つくば市(H14)	普通交付税				0.44	0.50	0.34	特別交付税				1.10	0.97	0.79
加美町(H15)	普通交付税					0.95	0.92	特別交付税					1.34	1.41
久米島町(H14)	普通交付税				0.92	0.85	0.88	特別交付税				1.53	1.18	1.04
呉市(H15)	普通交付税					0.93	1.59	特別交付税					1.00	1.51
山県市(H15)	普通交付税					0.99	0.94	特別交付税					0.97	0.84
篠山市(H11)	普通交付税	1.14	1.15	1.15	1.13	1.12	1.14	特別交付税	1.16	1.25	1.16	1.10	1.04	0.95
周南市(H15)	普通交付税					0.99	0.97	特別交付税					0.80	0.72
宗像市(H15)	普通交付税					0.93	0.92	特別交付税					0.91	1.00
新潟市(H12)	普通交付税		1.04	1.03	1.03	1.01	1.81	特別交付税	1.12	1.05	0.98	0.90	2.61	
新居浜市(H15)	普通交付税					1.07	1.04	特別交付税					1.08	1.10
新発田市(H15)	普通交付税					0.93	0.98	特別交付税					1.05	0.96
神流町(H15)	普通交付税					0.94	0.90	特別交付税					1.66	1.24
瑞穂市(H15)	普通交付税					0.69	0.71	特別交付税					1.35	1.05
西東京市(H12)	普通交付税		0.90	0.89	0.86	0.73	0.49	特別交付税	2.64	2.39	1.97	1.62	1.33	
静岡市(H15)	普通交付税					1.48	1.15	特別交付税					0.64	0.53
千曲市(H15)	普通交付税					0.91	0.96	特別交付税					1.24	1.03
大崎上島町(H15)	普通交付税					0.95	0.93	特別交付税					1.31	1.11
大船渡市(H13)	普通交付税			0.95	0.94	0.89	0.84	特別交付税	1.26	1.16	1.03	0.91		
潮来市(H13)	普通交付税			1.02	0.94	0.86	0.85	特別交付税	1.30	1.10	1.01	1.01	0.89	
田原市(H15)	普通交付税					0.85	0.81	特別交付税					1.61	1.29
東かがわ市(H15)	普通交付税					0.98	0.96	特別交付税					0.98	0.98
南アルプス市(H15)	普通交付税					1.03	1.04	特別交付税					0.90	0.79
南部町(H15)	普通交付税					0.61	0.60	特別交付税					0.94	0.69
廿日市市(H14)	普通交付税				0.98	0.99	0.94	特別交付税				1.04	1.04	0.96
富士河口湖町(H15)	普通交付税					0.83	0.76	特別交付税					1.77	0.88
福山市(H14)	普通交付税				0.92	0.98	0.93	特別交付税				1.40	1.07	1.16
野田市(H15)	普通交付税					0.84	0.85	特別交付税					1.17	1.12

ここで地方財政指標についておさらいをしておこう。基準財政需要額は普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに以下の式により算定する。基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた額に調整率を乗じたものが、その年に交付される普通交付税額となる。

1 ちなみに、新潟市は平成17年3月21日に新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村と合併している。